

不妊治療の助成について

東海村

村では、不妊治療を受けている方の経済的負担軽減のために、治療費の一部助成をしております。

1. 対象となる治療

体外受精、顕微授精

※これらの治療の過程で行う精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)も含む

3. 助成金額等

一人1回につき
75,000円を限度に助成します。

不妊治療費(医療機関の発行する不妊治療費助成事業受診等証明書内の領収金額)から県補助金を差し引いた額で、1回75,000円を限度に助成します。

2. 対象となる方

茨城県不妊治療費補助金の交付を受けている方*

夫又は妻のどちらかが村内に住所を有する夫婦

* 茨城県不妊治療費助成事業の窓口は、ひたちなか保健所です。(☎029-265-5515)

詳しくは、茨城県のホームページをご覧ください。

～いばらき 結婚・子育てポータルサイト～

ケータイでアクセス!

QRコードを携帯で読み取り
簡単アクセス



4. 申請方法

次の書類を添えて保健センターに助成金の申請をしてください。

- ① 東海村不妊治療費助成金交付申請書
- ② 茨城県不妊治療費補助金交付決定通知書の写し
- ③ 茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し

※①は保健センターに備えてあります。
東海村のホームページからダウンロード可能です。
※郵送での申請も受け付けます。

助成金は口座振替のため、申請時に、印鑑と口座番号の分かるもの(通帳等)をご持参ください。

問い合わせ先

〒319-1112
茨城県那珂郡東海村村松2005
東海村 福祉部 健康増進課
(東海村保健センター)

TEL.282-2797 FAX.282-2705

東海村役場ホームページ

<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>

E-mail ✉ hoken-c@vill.tokai.ibaraki.jp